

社会福祉法人みどりフレンドリー福祉会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みどりフレンドリー福祉会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報酬（日額）	費用弁償（日額）
理事会出席報酬等	4,000円	500円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報酬（日額）	費用弁償（日額）
評議員会出席報酬等	4,000円	500円

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

1 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、第3条により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は

第3条により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 3 評議員・選任解任委員においても第3条に則り、報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 4 交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第4条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、「社会福祉法人みどりフレンドリー福祉会 旅費規程」に則り、日当及び旅費等を支給することができる。

(兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。
また、職員が理事長を兼務する場合その報酬を1ヵ月100,000円とする。ただし、決算により見直しもある。

この規程は平成20年7月11日から施行する。

(改訂)

平成22年5月27日

平成29年6月8日